

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示について
(平成15年文部科学省告示第39号)

1. 改正の趣旨

学位の種類及び分野の変更を伴わない範囲において、大学の自主的・自律的な組織編制を可能とするという届出設置制度の趣旨に鑑み、同制度を適切に運用するとともに、大学の教育研究の質を担保するため、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(平成15年文部科学省告示第39号)における目的養成分野の取扱い及び学際分野の取扱いについて所要の改正を行う。

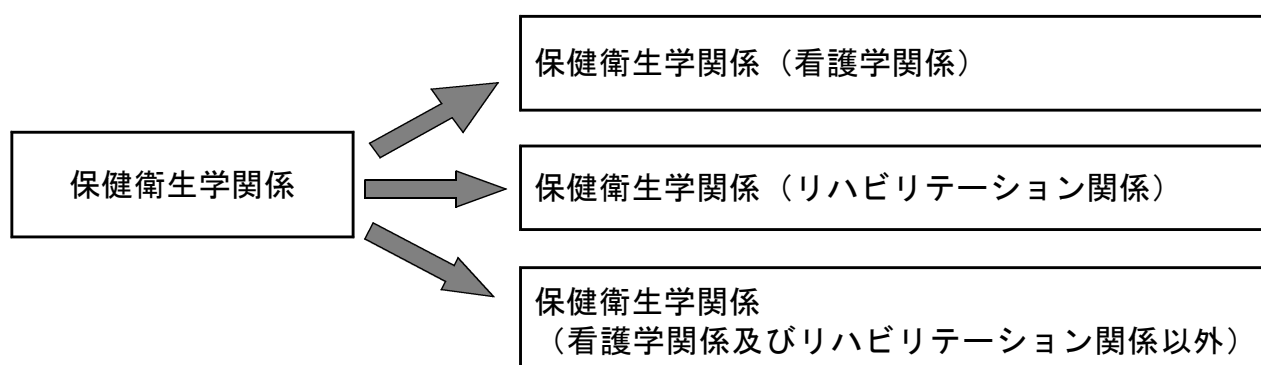
2. 改正の内容

(1) 「保健衛生学関係」分野の見直し

届出設置制度は、学位の種類及び分野の変更を伴わない範囲において、大学の自主的・自律的な組織編制を可能とするものである。具体的には、カリキュラムや教員等に求められる専門性や必要となる教育研究環境等について、ある程度の同一性をもっており、教育研究環境の大幅な変更を伴わず、教育研究の質の担保が確保できる状態である場合に、当該制度を活用できるものであることが前提となっている。

しかるに、学位の分野の1つである「保健衛生学関係」については、多くの目的養成分野が含まれるが、その中には、それぞれ専門性が相当程度明確であり、かつ分野間での互換性が高くないものも含まれている。特に、看護学関係及びリハビリテーション関係については、目的養成分野であって、カリキュラムや教員に求められる専門性が相当程度明確であり、かつ分野間での互換性が高くないことから、届出設置に際してほとんど新規採用教員のみで教員組織を構成するケースも少なくない。

以上の状況を踏まえ、届出設置制度の趣旨に則り、「保健衛生学関係」分野について、「看護学関係」及び「リハビリテーション関係」を独立した学位の分野とすることとし、学位の分野について定めている上記告示の別表第一及び別表第二について所要の改正を行うこととする。

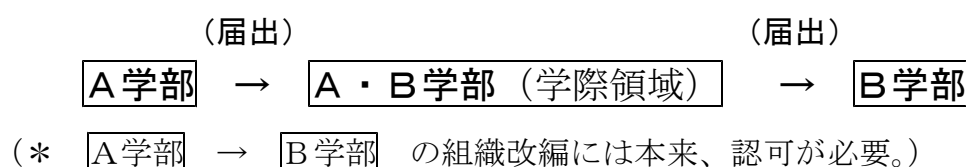


(2) 「学際領域」の扱いの見直し

現在、複数の学位の分野が含まれる場合には「学際領域」として取扱い、他分野から「学際領域」への改編及び「学際領域」から他分野への改編については、教員数の半数以上が既設の学部等に所属していた教員で占められる場合は、届出で足りることとされている。

しかし、実際の運用においては、この届出設置制度による改編を複数回重ねることによって、本来であれば、学位の分野等が変更となるような内容の組織改編が行われるという事例も生じている。このようなケースは、届出設置制度の趣旨に合致しているとはいえないことから、当該仕組みの見直しを行うこととする。

<複数回重ねて届出を行う例>



具体的には、学位の分野が複数にわたる場合でも、それらを構成する学位の分野が特定できる場合には、「学際領域」としては取り扱わず、当該構成する学位の変更を伴う改編については認可を要することとする。また、構成する学位の分野が特定できない「学際領域」（教養学部等）に係る改編についても、原則として認可を要することとし、教員組織等に実質的な変更を伴わない場合（教養学科から教養学部への改編等）に限り、届出設置制度を活用できることとし、上記告示の別表第一及び別表第二の各備考について所要の改正を行うこととする。

3. スケジュール (予定)

平成26年 2月 3日 改正基準公布

平成26年 4月 1日 改正基準施行